

評価検証委員会における市町村提案型事業の評価方法等について

I 市町村提案型事業の性質

- ・地域が主体的に参加(住民参加)を第一とした制度設計。
- ・事業内容が継続的に実施箇所を管理していく仕組みとなっている。
- ・計画の採択では、予備審査会・庁内審査会・評価検証委員会にて内容を審査している。

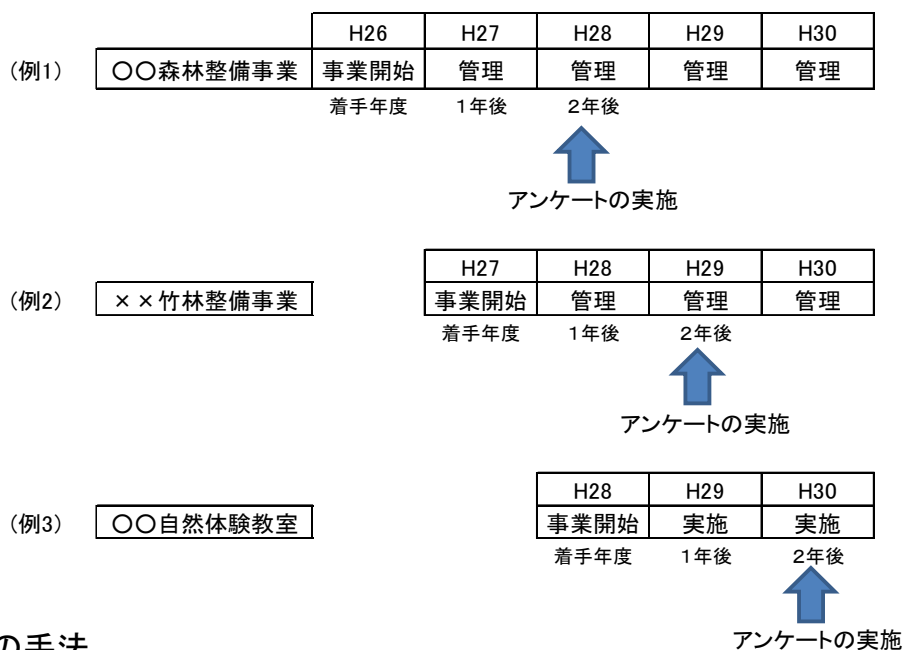
II 評価について

1. 評価者

- ・評価検証委員会

2. 評価時期

- ・個別の事業について、その事業に着手した翌年度から起算し、2年後に評価を実施する。



3. 評価の手法

- ①アンケートにより実施、結果を点数化する。
- ②対象者: 補助事業者(事業実施団体)
地域住民等
- ③点数化されたアンケート結果を基に総合的な評価を行う。
- ④評価の視点: 下記評価項目による

4. 評価項目(4項目)

- ①必要性
早急に事業を実施する必要があるか。
- ②妥当性
社会情勢や市民ニーズ、国・県・民間との役割分担などの観点から、事業実施することが妥当かどうか。
- ③公共性
事業の内容が地域住民にとって利益があるか。
- ④効果の可視性
事業実施により目に見える形で効果が得られるか、また、事業を実施することで社会的な波及効果が期待できるかどうか。